

もしも事故を起こしてしまったら…

## 事故発生時の正しい対応

- 1 けが人の救護**  
けが人がいる場合は、119番に通報し、救急車を呼びましょう。
- 2 安全の確保**  
安全な場所に自転車を移動させるなど、新たに事故の危険が生じないようにしましょう。
- 3 警察への連絡**  
けが人がいる場合でも、いない場合でも110番通報しましょう。

**注意!!**

1. けが人の救護
2. 安全の確保
3. 警察への連絡

これらを怠った場合は、厳しく罰せられます

けが人の救護を怠った場合

1年以下の懲役または10万円以下の罰金

警察への連絡を怠った場合

3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



## こんな自転車事故が発生しています



大学生がスマートフォンを操作しながら電動自転車を運転し、歩行者と衝突。歩行者は脳挫傷などの障害を負い死亡しました。この交通事故で、大学生は、禁固2年、執行猶予4年の刑に処せられました。交通ルールを守らずに事故を起こすと、自転車利用者に対して、**刑事上の責任**と**民事上の損害賠償責任**が発生します。

～自転車を利用する方は**必ず自転車保険に加入**しましょう！～

### きょうと自転車保険専用コールセンター

保険の商品や加入方法については

**0120-670-022**

午前9時～午後6時  
(土日祝及び年末年始を除く)

京都府では、被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減するため、条例で自転車保険の加入を義務づけています。自分のため、みんなのため、必ず自転車保険に加入しましょう。

動画で学ぶ

# 自転車安全利用

～交通事故を起こさないために～

### 自転車安全利用

#### 五則



SAFETY

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

Youtubeに **今すぐアクセス**

YouTubeにて動画公開中!

[https://www.youtube.com/watch?v=4PQJcXGfY\\_k](https://www.youtube.com/watch?v=4PQJcXGfY_k)



京都府では、交通事故は年々減少傾向にあります。自転車の割合は増加傾向にあります。みなさんが普段使っている自転車は、自動車やバイクと同じ車両です。自転車に乗るときは、「車両を運転する」という意識を持つことが大切です。自分勝手な運転は、自分が危険な目に遭うだけでなく、他人を危険な目に遭わせてしまうことを忘れないようにしましょう。

交通事故は、いつ、誰に起きてもおかしくないものです。  
交通事故に遭わない、交通事故を起こさないために、  
交通ルールを学びましょう

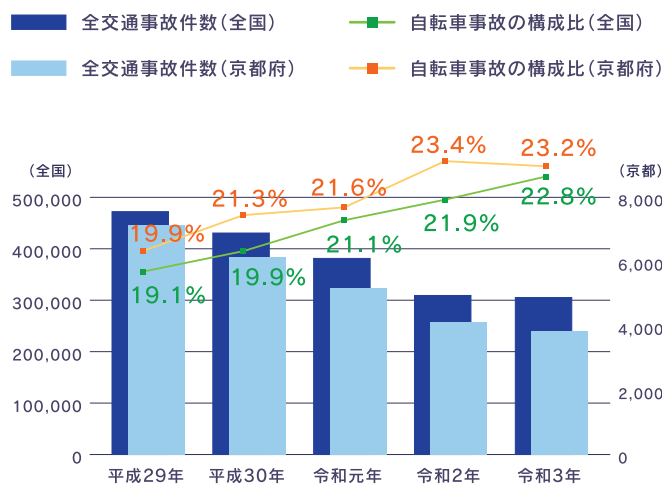
## 自転車事故の特徴

出会い頭事故が多い!

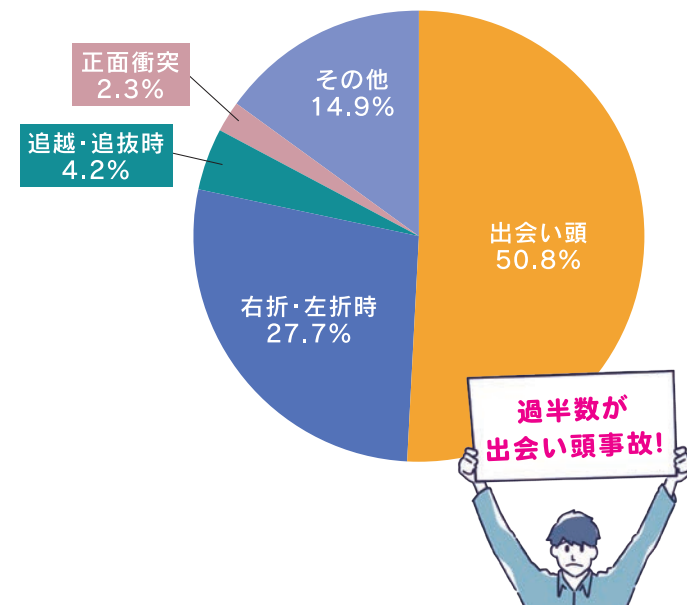


一時停止の標識や表示がある場所で止まることはもちろん、狭い道路から広い道路に出るときや、見通しの悪い場所では、止まって、安全をよく確認しましょう。

### 自転車事故の発生状況 (2021年・全国、京都府)



### 自転車事故の類型別割合 (2021年・京都府)



※京都府警察資料から作成

## 自転車安全利用動画

本編には13種類の動画があります。全編を視聴することもできますが、短編ごとに視聴することもできます。それでは、見てみましょう。

(注意)この映像には交通事故を想起させるショッキングな内容が含まれます。

### #01 時速40kmで走行する自動車と自転車の事故

### #02 スマートフォンなどを使用した「ながら運転」の危険性



スマートフォンで通話・操作をしながら、イヤホンで音楽を聴きながらの「ながら運転」は、危険の認知や回避が遅れ、とても危険です。



時速40km/hで走行する自動車と自転車が衝突するとどうなるでしょうか。

### #03 歩きスマホの危険性



### #04 右側通行・傘差し運転・並進の危険性

自転車は、左側通行です。右側通行や傘差し運転、並進走行は、正面衝突する可能性があり、とても危険です。



「歩きスマホ」は、周囲への注意がおろそかになり、とても危険です。

### #05 急な進路変更の危険性



### #06 歩行者間のすり抜けの危険性

歩行者の間をすり抜けることは、歩行者と接触する可能性があり、とても危険です。



安全確認が不十分なまま急に進路を変更することは、後続車両と衝突する可能性があり、とても危険です。

### #07 見とおしの悪い交差点の危険性



### #08 横断歩道を通過するときの危険性 (横断歩道手前で停止している車両の側方を通過して横断歩行者と衝突)

横断歩道は、歩行者優先です。横断しようとする歩行者がいる場合に横断歩道の手前で一時停止しないことは、歩行者に衝突する可能性があり、とても危険です。



徐行や一時停止をせず、安全確認が不十分なまま交差点を進行することは、出会い頭事故の可能性があり、とても危険です。

### #09 停止車両の側方を通過するときの危険性



### #10 トラックの内輪差の危険性

トラックなどの大きな自動車には内輪差(曲がる際に、前のタイヤよりも後ろのタイヤが内側に寄ってくる現象)があります。トラックの横を不用意に走行することは、とても危険です。



左右の安全確認をしないまま停止車両の横を通過して前方に出ることは、他の車両と衝突する可能性があり、とても危険です。

### #11 トラックの死角の危険性

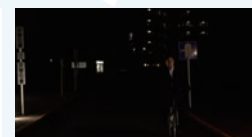


ライトを付けずに無灯火で走行することは、前方の安全確認ができないまま走行することとなり、とても危険です。



大きな自動車には運転手から見えない場所「死角」があります。トラック前方の下、トラックの横側、トラックの後方を不用意に通行することは、とても危険です。

### #12 無灯火の危険性



駐車している自動車の横を不用意に通ることは、急に駐車車両のドアが開いた場合に対応できず、とても危険です。



駐車している自動車の横を不用意に通ることは、急に駐車車両のドアが開いた場合に対応できず、とても危険です。